

# サービスの類型 《あきる野市》

(平成29年4月時点)

## 1 訪問型サービス

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	訪問介護	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス内容	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行うものである。また、短時間の身体介護といったサービス内容も含まれる。	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、一定の条件を満たす主に雇用労働者が行う生活援助等の多様なサービス。 (例)・調理、掃除等やその一部介助 ・ゴミの分別やゴミ出し ・買い物代行や重い物の買い物の同行
人員基準等	予防給付と同等	人員等を緩和した基準
単位	予防給付と同等の単位	1回ごとの報酬とし、予防給付の単位を上限として設定
サービス提供者	訪問介護員(指定訪問介護事業者)	一定の条件を満たす主に雇用労働者
実施方法	事業者指定	事業者指定等

# 現行の訪問介護相当《あきる野市》

(平成29年4月時点)

サービスの類型	現行の訪問介護相当
サービス内容	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行うものである。また、短時間の身体介護といったサービス内容も含まれる。
単位	予防給付と同等の単位 訪問介護Ⅰ 1,168単位/月 週1回程度 訪問介護Ⅱ 2,335単位/月 週2回程度 訪問介護Ⅲ 3,704単位/月 週2回を超える程度
単価	10.70円
加算	予防給付と同様の加算
人員	予防給付と同等の基準
設備	予防給付と同等の基準
運営	予防給付と同等の基準
実施方法	事業者指定

※指定訪問介護及び既存の介護予防訪問介護に相当するサービスと一体的に実施する場合には、指定訪問介護及び既存の介護予防訪問介護に相当するサービスの各基準を満たすことをもって、規定する基準を満たしているものとする。

# 訪問型サービスA《あきる野市》

(平成29年4月時点)

サービスの類型	訪問型サービスA
サービス内容	生活援助を中心としたサービス (老計10号の範囲内で、調理、掃除等やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し等)
単位	1回45分以上60分未満 ※予防訪問介護の報酬額を超えない範囲 有資格者(訪問介護員等) 259単位 研修修了者(市指定研修修了者) 236単位 ※研修修了みなし者含む
単価	10.70円
加算	初回加算のみ(200単位)
人員	①管理者 ②訪問事業責任者 ③従事者
資格要件	訪問事業責任者及び従事者は、指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者、又は、市指定の研修を修了した者とする。
設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、必要な設備・備品を備えること。
運営	予防給付と同等とするが、一部の項目のみ緩和する。
実施方法	事業者指定

※指定訪問介護及び既存の介護予防訪問介護に相当するサービスと一体的に実施する場合には、指定訪問介護及び既存の介護予防訪問介護に相当するサービスの各基準を満たすことをもって、規定する基準を満たしているものとする。

# 訪問型サービスA《あきる野市》 (平成29年4月時点)

## 【人員・運営の基準のうち緩和した項目】

項目		単独型	一体型
人員	管理者	専従1人 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事できる。	
	訪問事業責任者	利用者50人までの場合1人 利用者50人を超える場合、50人毎に専従1人 ※従事者のうち必要数をおくこと。	サービス提供責任者が、利用者40人までの場合1人の範囲内で兼務することができる。 ※利用者40人を超える場合であって、サービス提供責任者が訪問事業責任者を兼務しないときは、単独型のとおりとすることができる。 ※要介護者の処遇に影響がないよう配慮すること。
	従事者	必要数	必要数 ※従事者が訪問型サービスAの業務に従事する時間は、「常勤換算で2.5人以上」の計算に参入することはできない。
運営	予防訪問介護計画の作成	介護予防訪問介護計画の作成については、当該介護予防サービス計画書・サービス担当者会議・モニタリング等を通して、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることが可能な場合は、これらの記録をもってこれにかえることができる。ただし、この場合においても、訪問事業責任者は、従事者の行うサービスの実施状況を把握するとともに、必要に応じて適切な対応が図れるよう、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。	

※指定訪問介護及び既存の介護予防訪問介護に相当するサービスと一体的に実施する場合については、指定訪問介護及び既存の介護予防訪問介護に相当するサービスの各基準を満たすことをもって、規定する基準を満たしているものとする。

## 単独型の人員(例)

訪問介護	0	0	0
予防相当	0	0	0
訪問型A	25	49	51
利用者計	25	49	51
サ責	0	0	0
訪責	1	1	1(専従)
従事者	必要数	必要数	必要数

## 一体型の人員(例)

訪問介護	20	9	15	0	20	
予防相当	12	30	30	10	19	
訪問型A	6	2	3	25	20	
利用者計	38	41	48	35	59	
サ責	1(32に対し)	1(39に対し)	2(45に対し)	1(10に対し)	1(39に対し)	2(39プラス1)
訪責	サ責が 兼務可	1	サ責が 兼務可	サ責が 兼務可	1	サ責が 兼務可
従事者	必要数	必要数	必要数	必要数	必要数	必要数